

国保だより

この連載では、市の国民健康保険についてお知らせします。

☎ 市民課 ☎ 61-1622

限度額適用認定証と特定疾病受療証の手続きについて確認をしてください

従来の国民健康保険証は7月末で有効期限を迎え、マイナ保険証（保険証利用登録されたマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行しています。

限度額適用認定証と特定疾病受療証については下表のとおりとなりますので確認をしてください。

	マイナ保険証で受診			資格確認書で受診		
限度額 適用認定証	新規手続き	更新手続き	マイナ保険証に情報が紐づいているため、限度額適用認定証と特定疾病受療証の発行はありません。 医療機関などでマイナ保険証を提示してください。	新規手続き	更新手続き	医療機関などで限度額適用認定証の提示が必要です。 市民課で手続きをしてください。
	不要※	不要※		必要※	必要※	
特定疾病 受療証	新規手続き	更新手続き	医療機関などでマイナ保険証を提示してください。	新規手続き	更新手続き	医療機関などで特定疾病受療証の提示が必要です。 有効期限が切れる前に、新しいものを送付します。
	必要	不要		必要	不要	

※住民税非課税世帯で過去1年間の入院期間が90日を超える場合（長期該当）は、別途手続きをすることで食事代が減額になることがあります。